

墜落・転落災害防止に関するガイドライン

平成16年4月制定
平成21年6月改訂
平成27年7月改訂
平成31年3月改訂
令和元年10月改訂
令和3年3月改訂
令和6年3月改訂

◎ 趣旨

作業足場や作業構台及び仮設通路等の組立・解体作業はもとより、その使用にあたり墜落・転落災害の発生を防止するために、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の改正と業界団体の安全基準を鑑みて、今後より一層の安全施工基準の向上を図るために、当社施工の標準的工事(作業)における「墜落・転落災害」防止の基準である『墜落・転落災害防止に関するガイドライン』を定めた。

【Ⅰ 管理的事項】

1 事前検討

事前審査等工事着手前に、各作業工程に応じて生ずる「墜落・転落危険有害要因」の抽出及びそれに対する必要な措置を検討し、対策を講ずる。
なお、手すり等を一時的に取り外す場合の具体的な墜落防止対策についても検討の対象とする。

2 計画の作成

上記1の検討結果に基づき施工計画書(安全衛生管理計画書)、足場の組立・解体図等で具体的措置を計画し、それに基づき対策を実施する。

足場の組立図は、墜落防止設備の設置や建地と床材の隙間寸法確認や足場の点検等が的確に実施されるように、その高さによらず作成し、組立作業に着手する前に関係労働者に周知する。

3 作業打合せ

安全作業打合せにおいては、変化する作業に伴い生ずる「墜落・転落危険有害要因」を検討し、それに対する具体的防護措置の周知と履行状況を確認する。

4 作業中の管理

- (1) 作業主任者は、墜落制止用器具及び保護帽の適正使用状況を監視し必要な指示を行う。(安衛則566条)
- (2) 職長は、作業手順書に基づく作業状況を確認し必要な指導を行うとともに、防護設備の不備等を把握したときは、必要な措置をとる。
- (3) 作業所長は、現場巡視により問題事項を早期に把握して必要な指示指導を行う。

【Ⅱ 墜落危険箇所の防護措置】

1 足場・作業構台及び架設通路

(1) 共通事項

- ① 足場と躯体間の間隔が30cm以上の場合は、足場と躯体との間に水平に張った網(以下「防網」という。)又はブラケット等による作業床を設置する。
- ② 昇降用の階段部(階段と布わく板との間の開口部)には、階段手すり枠を設置する。
- ③ 足場の作業床と建物内部との連絡通路は次により設置する。
 - ア 幅は40cm以上とする。(安衛則563条)
 - イ 高さ90cm以上の手すりを設けることに加え、中さん等(高さ35cm以上50cm以下のさん)を設ける。(安衛則552条)
 - ウ 勾配がある場合は滑り止めを設置(高低差が大きいときは階段を設置)する。(安衛則552条)

- ④ 作業床の最大積載荷重を定め、これを超えて積載しない。又、作業員に周知するため表示する。(安衛則562条)
※ 労働安全衛生法では、「高さ85cm以上の手すり」であるが、植木組では、90cm以上としている。以降の手すりの高さについても同様。
(仮設工業会、建設業労働災害防止協会 90cm以上を奨励)

(2) わく組足場 (安衛則563条)

- ① 原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づき組立・解体を行う。
※ 平成15年4月制定:平成21年4月24日改正/令和5年12月26日改正(厚生労働省)
- ② 作業床の幅は40cm以上とする。
- ③ 床材間の隙間は、3cm以下とする。
- ④ 床材と建地の隙間は12cm未満とする。
- ⑤ 妻側の小口止めは、高さ90cm以上の手すりを設けることに加え、中さん等(高さ35cm以上50cm以下のさん)」を設ける。
- ⑥ 「交さ筋かい」に加え、「高さ15cm以上40cm以下の位置に下さん」を設置するか、「高さ15cm以上の幅木の設置」あるいは、「手すり柵」を設ける。
- ⑦ 高さ10cm以上の幅木、メッシュシート、防網の、いずれかを設けて物体落下防止措置をする。ただし「高さ15cm以上の幅木の設置」がある場合は、墜落防止措置と措物体落下防止措置を兼ねることが出来る。

(3) わく組足場以外の足場(単管足場等) (安衛則563条)

- ① 作業床には、「高さ90cm以上の手すり等」に加え、中さん等(高さ35cm以上50cm以下のさん)を設ける。
- ② 高さ10cm以上の幅木、メッシュシート、防網のいずれかを設けて、物体の落下防止措置をする。
- ③ 床材と建地の隙間は12cm未満とする。
- ④ 本足場の原則使用 (安衛則561条の2 新設) 令和6年4月1日施行
幅が1m以上の箇所*において足場を使用するときは、原則として本足場(1スパンの作業床が4本の建地で囲われている足場)を使用する。
※「幅が1m以上の箇所」が、公道でその道路占用、同使用許可が下りない場合、他、注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合、障害物が存在する場合等は適用しない。

(4) 作業構台(荷上げ構台・乗入れ構台等)、架設通路

- ① 作業床には、「高さ90cm以上の手すり等」に加え中さん等(高さ35cm以上50cm以下のさん)を設ける。(安衛則575条の6)
- ② 作業床には、「高さ10cm以上の幅木」を設ける。(足場の構面外部にメッシュシートを設ける場合を除く。)
- ③ 原則として手すり及び幅木は建地の内側に取付ける。

(5) 足場の組立て等の作業 (安衛則564条)

- ① 組立て、解体又は、変更の時期、範囲及び順序を作業員に周知する。
- ② 組立て、解体又は、変更の作業を行う区域内は、関係者以外立入禁止とする。
- ③ 適切な墜落・転落防止設備がない場合、墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備を設け、墜落制止用器具を使用させること。

(6)安全点検(日常始業前点検)

- ① 足場等を使用して作業を行う事業者及び当社は、作業開始前の足場(吊り足場以外)・作業構台・架設通路の、墜落防止設備の取り外し又は脱落の有無について点検者を指名、点検し、異常を認めた時は直ちに補修する。(安衛則567条)
- ② 吊り足場を使用して作業を行う事業者及び当社は、作業を開始する前に、墜落防止設備、物体の落下防止設備、構造部分及び構成部材について点検者を指名、点検し、異常を認めた時は直ちに補修する。(安衛則568条)
- ③ 足場等を使用して作業を行う事業者及び当社は、点検結果と異常を認めた時の措置内容を記録し、その請け負った工事が終了するまで保存する。

(7) 悪天候若しくは中震以上の地震発生時後、又は足場の組立・一部解体・変更後(以下「悪天候後等」と記載)の措置(作業構台を含む)(安衛則567条)

- ① 足場を使用して作業を行う事業者及び注文者(元方事業者等)は、悪天候後等において、墜落防止設備(及び倒壊防止、飛来落下物防止設備部分)について点検者を指名、点検し、異常を認めた時は速やかに補修を行う。
- ② 足場を使用して作業を行う事業者及び注文者(元方事業者等)は、悪天候後等の足場の点検者氏名、点検結果と異常を認めた時の措置内容を点検表や工事日誌等に記録し、各々の当該工事が終了するまで保存する。

2 開口部

(1) 小さな開口部(床下点検口、材料荷揚げ用ダメ穴等で概ね一辺が1.2m以下のもの)

- ① 常時使用しない箇所は、はっきり明示(「開口部注意、深さ〇m」等の見える化)した専用の蓋を設けて塞ぐ。
- ② 蓋は、丈夫な材料を使用し、裏面には開口の大きさに合わせたさん木等を取付けて蓋のずれ防止をする。

(2) 大きな開口部

(エレベーターシャフト、ダクト／パイプシャフト、マシンハッチ、内部階段等)

- ① 開口部の周囲に、「高さ90cm以上の手すり等」に加え、中さん等(高さ35cm以上50cm以下のさん)を設ける。なお、上部に開口部がある最下層では、柵で囲い「立入禁止」の明示をする。(安衛則519条)
- ② 高さ10cm以上の幅木を設ける。
- ③ 可能な限り安全ネットを設ける。(安衛則519条)
- ④ 当該箇所から荷揚げする必要がある場合は、作業員が使用する墜落制止用器具を使用する為の設備を設けるとともに、十分な照明を確保する。(安衛則521・523条)

3 スラブの端部(外部に足場がない場合)

- ① 「高さ90cm以上の手すり等」に加え、中さん等(高さ35cm以上50cm以下のさん)を設ける。(高さ10cm以上の幅木を設ける)
- ② 作業の性質上、①によることが困難な場合は、立入禁止措置として端部から1m以上離れた位置に高さ90cm程度のロープ・単管バリケード等を設置し、併せて「立入禁止」の表示を取り付ける。
- ③ 止むを得ず①又は②の外側で作業する場合は、必ず墜落制止用器具を使用できる設備を設ける。(安衛則521条)

4 勾配が40度以上の法肩、高さ2m以上の路肩(通路として使用する場合)、深さ2m以上の掘削箇所等の端部

- ① 「高さ90cm以上の手すり等」に加え、中さん等(高さ35cm以上50cm以下のさん)を設ける。
- ② 作業の性質上、①によることが困難な場合は、立入禁止措置として端部から1m程度離れた位置に高さ90cm程度のロープ・単管バリケード等を設置し、併せて「立入禁止」の表示を取り付ける。

【Ⅲ 墜落・転落防止に関連する個別基準】

1 移動式足場の設置基準

- ① 高さの限度と構造は、「移動式足場の安全基準に関する技術上の指針」による。
※ 昭和50年10月制定(厚生労働省技術上の指針公示)
- ② 高さ4m以上の昇降には、原則として安全ブロックを設置する。
- ③ 高さ10cm以上の幅木を設ける。
- ④ 移動時は次に注意する。
ア 作業員が乗ったまま移動しない。
イ 作業床上の材料が落下するおそれがある状態で移動しない。
ウ 移動には十分人員を配置し、たえず前方を注意し転倒を防止する。
- ⑤ 移動式足場の安定性が確認されない限り、枠外に張り出した昇降路の設置とその使用を禁止する。(安定性の確認方法は①の指針による)

2 移動はしごの使用基準

- ① 原則として「昇降用」としての使用に限定する。
- ② (ごく短時間である等)止むを得ず「作業用」として使用する必要がある時は、作業所長の許可制とし、許可の場合でも必ず2人作業とする。

3 脚立の使用基準

- ① 脚立の単独使用は原則禁止とする。「単独使用」とは、脚立を他の脚立、足場板と組合わせることをせず、単独で使用して作業を行うことを指す。
- ② 適切な作業床が確保できる可搬式作業台、ローリングタワー等による作業が不可能である場合は、「脚立の単独使用許可申請及び誓約書」(以下「申請・誓約書」という)を現場代理人(所長)に提出し、その許可により脚立を単独使用することが出来る。(協力会社提出書類の提出による)
- ③ 現場代理人(所長)は申請書の作業内容を確認し、許可を行う場合は、申請・誓約書に捺印の上保管し、許可を証する「脚立の単独使用許可証」(ステッカー)を配布する。申請者は脚立の単独使用許可証(ステッカー)を脚立に貼り付けてから使用する。但し、脚立足場の足場板の受け台として使用する脚立においては、脚立の単独使用許可証(ステッカー)の貼り付けは除外する。
- ④ パイプ脚立はその持込を許可しない。
- ⑤ 脚立は、仮設工業会、製品安全協会、軽金属製品協会、日本工業規格のいずれかの認定規格を満たすものとする。
- ⑥ 足場板の敷き並べをする場合の基本は3点支持とする。2点支持の場合で、支点間距離が180cm程度以上となる場合は2枚重ねとし、それをゴムバンドで固定する。(安衛則第563条4項1号)
- ⑦ 脚立足場における足場板の突き出しは10cm以上20cm以下、長手方向の重ね長さは20cm以上としてゴムバンドで固定する(安衛則第563条4項1号)
- ⑧ 他の使用基準は「申請・誓約書」の誓約事項の2による。

4 安全ネット及び水平ネットの設置

- ① 安全ネット及び水平ネットの取付けは、「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」に基づき行う。
※ 昭和51年8月6日 技術上の指針公示第8号(厚生労働省)

5 昇降設備の設置基準

- ① 高さ1.5m以上の箇所を上下する必要がある場合は、安全・安定した昇降設備を設ける。(安衛則526条)
- ② 階段設置の場合は、高さ90cm以上の手すり及び中さん等(高さ35cm以上50cm以下のさん)を設ける。(わく組足場の昇降階段を除く。)
- ③ 幅90cm以上のわく組足場は片側手すりと階段手すり枠を設ける。
- ④ 長さ4m以上の固定はしごを設置の場合は、固定するとともに安全ブロックを取付ける。

6 高所作業車による作業

- ① 作業床上では墜落制止用器具を使用する。(安衛則194条の22)

7 杭打ち機など移動式機械設備の高所(運転席を除く)又は構造物天端における短時間臨時作業(但し、高所作業車を使用して作業を行う場合は、上記6による。)

- ① 作業指揮者を指名し、その指揮の下に作業を行う。
- ② 墜落制止用器具の取付け可能な箇所を確保し、原則として墜落制止用器具を使用する。

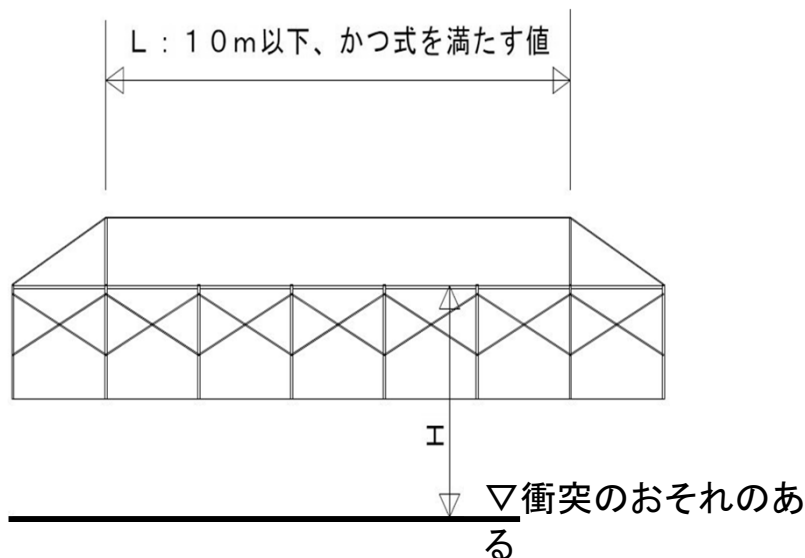
【IV その他】

1 防護設備を一時取り外す時の墜落防止措置について

- ① 墜落・転落防止用に設置した、「囲い、手すり、柵、覆い」等の防護設備を、止むを得ず取りはずす場合は、作業所長の許可を得てからとし、作業終了後は直ちに復旧し、作業所長に報告する。
- ② 作業所長は、取りはずす防護設備に替わる墜落・転落防止措置(墜落制止用器具取付設備、墜落制止用器具の使用等)が、確実に行われることを確認した後に許可する。
- ③ 当該作業中は、その周囲に「立入禁止」を明示し、トラロープ等により「関係者以外の立入を禁止」する。

2 親綱について

- ① 親綱は、墜落危険箇所に手すり等を設置することが困難な場合や手すり等を一時的に取りはずして作業を行う際に、墜落制止用器具を取り付けるための設備として設置するものである。
従って、手すり等が設置できる状況にありながら、その代わりに親綱を張って作業を行うことは禁止する。
- ② 親綱の支柱への取付け位置は、作業床より90cm以上(腰高以上)200cm以下の高さとする。
- ③ 支柱のスパン(L)は、10m以下、かつ、支柱を設置した作業床と、衝突のおそれのある床面等との垂直距離(H)に応じて $L = 40 \times (H - 4) / 11$ により算出した値以下とすること。
※ 令和元年12月12日「親綱支柱・支柱用親綱・緊張器等」の認定基準及び使用基準の一部改正について（一般社団法人 仮設工業会）



- ④ その他、仮設工業会の「親綱支柱の構造等に関する技術基準」による。
※ 平成15年8月31日発行：墜落防止設備に関する技術基準(仮設工業会)

3 保護具について

- ① 保護帽は、検定合格品の墜落時保護用を着用する。（安衛則539条）
- ② 高所作業時は、墜落制止用器具を着用し指定作業について必ず使用する。
なお、手すり等が設置されている箇所であっても、開口部周りでの荷揚げ作業時には荷に引かれ墜落するおそれがあることから墜落制止用器具を使用して作業を行う。
- ③ 鉄骨建て方作業は、フックの掛け替えが頻繁に行われ、その際には墜落の可能性が高いことから墜落制止用器具の二丁掛け作業を基本とする。

注意事項

- ・ 当社の基準には下線を記している
- ・ 安衛則 = 労働安全衛生規則 クレーン則 = クレーン規則